

医第 768-2 号
令和2年11月16日

さいたま市保健所長
川越市保健所長
川口市保健所長
越谷市保健所長 } 様

埼玉県保健医療部医療整備課長
(公印省略)

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の
実施期間の延長について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話やオンラインによる診療を初診等において実施する医療機関に対し、補助金を交付することとし、10月分までの申請受付と交付手続きを終了したところです。

このたび、事業実施期間を令和3年3月末までに延長し、11月以降分の申請手続きについて定めましたのでお知らせいたします。

今回の申請については、5月～10月に補助対象となる診療を実施していたが、交付申請を行っていない場合も申請可能となっております。

つきましては、補助事業の概要、補助金交付要綱、スケジュール等を県ホームページに掲載していますので、貴市管内医療機関への周知をお願いします。

なお、一般社団法人埼玉県医師会会長に対して会員への周知について別途通知しましたことを申し添えます。

《参照》

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業について（埼玉県ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/onlineshinryo.html>

担 当：医務担当

電 話：048-830-3539

F A X：048-830-4802

E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金について

令和2年5月1日

改正 令和2年8月31日

1 目的

県は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話や情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為（以下「電話やオンラインによる診療」という。）を実施する医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業は、以下に定める事業とします。

(1) 電話やオンラインによる診療事業

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省策定。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び同省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）に基づいて行われる電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者に対する2回目以降の電話やオンラインにより行われる診療（以下「初診及びその患者の再診」という。）。

(2) リーフレット作成事業

4月10日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療を実施することを周知するために外注により作成したリーフレットの作成経費。

(3) 補助対象事業の実施期間

(1) 及び (2) の事業について、令和2年5月1日から 令和3年3月31日 又は4月10日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療の取扱いが終了する日のいずれか早い日までに行われる事業。

3 補助対象事業者

この補助金の交付の対象となる事業者は、補助対象事業を行う埼玉県内の病院又は診療所（歯科診療所又は、国、地方公共団体、独立行政法人が設置する医療機関を除く。）を開設する者としてします。

4 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次により算出するものとします（1,000円未満切り捨て）。

(1) 電話やオンラインによる診療事業

電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者の再診1件につき3,000円を乗じた額を補助金額とする。

(2) リーフレット作成事業

- ① 対象経費の実支出額から算出した1枚当たり単価と1枚当たり基準単価（33円）とを比較して少ない方を補助対象単価とする。
- ② 実際に作成した枚数と基準上限枚数（2,000枚）とを比較して少ない方を補助対象枚数とする。
- ③ ①で算出した補助対象単価に②で算出した補助対象枚数を乗じた額を補助金額とする。

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話や情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為（以下「電話やオンラインによる診療」という。）を実施する医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、以下に定める事業とする。

(1) 電話やオンラインによる診療事業

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省策定。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び同省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）に基づいて行われる電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者に対する2度目以降の電話やオンラインにより行われる診療（以下「初診及びその患者の再診」という。）（※）。

※ 4月10日事務連絡を受け発出された「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課事務連絡）に基づき県に提出する「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票（様式2-2）」（以下、「様式2-2」という。）において報告されたものに限る。

(2) リーフレット作成事業

4月10日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療を実施することを周知するために外注により作成したリーフレットの作成経費。

(3) 補助対象事業の実施期間

(1) 及び (2) の事業について、令和2年5月1日から令和3年3月31日又は4月10日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療の取扱いが終了する日のいずれか早い日までに行われる事業。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は、前条(1)又は(2)の事業を

行う埼玉県内の病院又は診療所（歯科診療所又は、国、地方公共団体、独立行政法人が設置する医療機関を除く。）を開設する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）電話やオンラインによる診療事業

電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者の再診1件につき3,000円を乗じた額を補助金額とする。

（2）リーフレット作成事業

① 対象経費の実支出額から算出した1枚当たり単価と1枚当たり基準単価（33円）とを比較して少ない方を補助対象単価とする。

② 実際に作成した枚数と基準上限枚数（2,000枚）とを比較して少ない方を補助対象枚数とする。

③ ①で算出した補助対象単価に②で算出した補助対象枚数を乗じた額を補助金額とする。

（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

（1）経費所要額調

（2）県に提出した様式2-2の写し

（3）見積書（リーフレット作成事業を行う場合のみ）

（4）その他参考となる資料

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（2）事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（3）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第5号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入

控除税額を県に返還しなければならない。

(4) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第8条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助対象事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

(状況報告)

第9条 補助対象事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、補助金申請日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 経費所要額精算書

(2) 県に提出した様式2-2の写し

(3) 納品書及び請求書の写し（リーフレット作成事業を行う場合のみ）

(4) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。なお、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。なお、令和2年5月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

開設者

㊞

医療機関名

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

内訳

(1) 電話やオンラインによる診療事業 金 円

(2) リーフレット作成事業 金 円

2 補助事業の実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 添付書類

(1) 経費所要額調

(2) 県に提出した様式2-2の写し

(3) 見積書（リーフレット作成事業を行う場合のみ）

(4) その他参考となる資料

様式第2号（第7条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付決定通知書

医第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

㊞

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

内訳

(1) 電話やオンライン診療による事業 金 円

(2) リーフレット作成事業 金 円

2 支払方法 精算払

3 交付条件

この補助金は、令和 年 月 日付け医第 号「埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付要綱」第6条に規定する条件を付して交付するものである。

様式第3号（第10条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

開設者

㊟

医療機関名

令和 年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の精算額 金 円

内訳

(1) 電話やオンライン診療による事業 金 円

(2) リーフレット作成事業 金 円

2 添付書類

(1) 経費所要額精算書

(2) 県に提出した様式2-2の写し

(3) 納品書及び請求書の写し（リーフレット作成事業を行う場合のみ）

(4) その他参考となる資料

様式第4号（第11条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金確定通知書

医第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 ⑩

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定の通知をした埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

内訳

(1) 電話やオンライン診療による事業 金 円

(2) リーフレット作成事業 金 円

様式第5号（第6条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）報告書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

開設者

㊞

医療機関名

令和 年 月 日付け医第 号により交付決定があった、令和 年度埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付資料

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等